【薬局単位 の報告記載例4】
対象職員2人（常勤1名、非常勤1名）につき、令和7年12月～令和8年5月までの賃金改善を実施した場合

※黄色セル内を入力してください。
※水色セルは構わないでください。

（第3号様式－①）※薬局単位の報告

薬局賃上げ支援事業　実績報告書
（賃金改善報告書）

①開設者名を入力する
②薬局名を入力する
③〇×いずれかを選択する
④「賃金改善の総額」に本給付金以外の賃上げ補助金を活用した金額が含まれている場合はその金額を入力する
⑤賃上げ支援の交付決定額を選択する

開設者：	株式会社 島根県庁　代表取締役　島根太郎	❶：賃金改善の総額（自動計算）	160,790円
薬局の名称：	島根県庁薬局	賃金改善に係る他の補助金等を受けた場合その額（直接入力）	0円
令和８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無	〇	❷：補助対象経費（自動計算）（千円未満切り捨て）	160,000円
❷≧❸の判定（×は返還あり）	〇	❸：賃上げ支援事業の交付確定額（直接入力）	145,000円
交付確定額	145,000円	❸－❷：返還額（千円未満切り捨て）	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄（職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください）				賃金改善の総額	
賃金改善（全体）の内容	①対象人数（常勤換算数）	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準（直接入力）（比較対象は給付金による賃金改善前の水準）	賃金改善の総額（自動計算）	
基本給の引き上げ	2人	14,888円	6ヶ月	14,888円	（計算方法）「対象職員の給付金による賃金改善前に比べた令和8年6月1日以降の賃金改善額の総額」÷「対象職員数の延べ人数」 例：1.8人分の6月の賃金改善額の合計26,800円（10,000円＋16,800円）÷6月の対象職員1.8人	160,790円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ（ベースアップ評価手当の増額など）					（計算方法）「③の期間中における賃金改善の総額」÷「対象職員数の延べ人数」 例：（60,000円＋100,800円）÷（12月の対象職員1.8名＋1月の対象職員1.8名＋2月の対象職員1.8名＋3月の対象職員1.8名＋4月の対象職員1.8名＋5月の対象職員1.8名）	0円
（給付金を充て、算出可能な場合のみ記載） 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業主負担分のみ）等の増加分に用いた金額（算出が難しいは上記含めてください。）					（計算方法）「③の月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」 例：（12月の対象職員1.8名＋1月の対象職員1.8名＋2月の対象職員1.8名＋3月の対象職員1.8名＋4月の対象職員1.8名＋5月の対象職員1.8名）÷6ヶ月（12月～5月） ※1.8と入力してもセル上は2に見えるが、1.8で計算されるため、小数点以下が生じても、四捨五入や切り捨て・切り上げは行わず、1.8と入力する。	0円
一時金または特別手当					●常勤Aさん（給付金で基本給の月額10,000円アップ）：10,000円×6ヶ月＝60,000円 ●非常勤Bさん（給付金で時給100円アップ）：16,800円×6ヶ月＝100,800円 ※非常勤1名×時給100円×1日8時間×21日勤務/月＝16,800円	
					令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください	0円

⑥賃金改善の内容を入力

令和7年12月～令和8年5月

（計算方法）「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載してください。常勤の職員の常勤換算数は1としてください。
常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該薬局において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）としてください。
（例）常勤（所定労働時間週40時間）1名と非常勤（1日8時間週4日勤務＝週32時間勤務）1名の場合は、1＋32/40＝1.8